〇周波数割当計画(平成二十年総務省告示第七百十四号)の一部を変更する告示案 新旧対照表

(二重下線部分が変更箇所)

変更案

第2 周波数割当表

第2表 27.5MHz-10000MHz

国際分配(kHz)			国内分配((4)	MHz)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(,)		(U)	(0)	
(略)	(8	格)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			161. 475–162. 05 <u>J56A</u>	海上移動	電気通信業務用 (国際 WF 用) 公共業務用 (国際 WF 用、船舶自動 施別装置用、簡易型船 舱自動識別装置用、推 素教助用位置指示送 信装置用) 一般業務用 (国際 WF 用、船舶自動 施別装置用,開 類別装置用,開 東教助用位置指示送 值装置用,搜 索教助用位置指示送 值装置用)	電気通信業務用(目際 VHF 用、公共業務用(国際 VHF 用、船舶自動識別装置用 無易型船舶自動識別装置用 東京型船車 指示送信装置用)及収一般業務用(国際 VHF 用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、標易型船舶自動識別装置用、標易型船舶自動識別装置用、標易型船舶自動識別装置用、標系型船車では、別表3回、10、00、00、00、00、00、00、00、00、00、00、00、00、	
			(略)	(略)	(略)	(略)	

変 更 前

第2 周波数割当表

第2表 27.5MHz-10000MHz

			77 - 12		1000011112		
	国際分配(kHz)		国内分配		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
			(4)		(5)	(6)	
第一地域	第二地域	第三地域					
(1)	(2)	(3)					
(略)) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			161.475-162.05 <u>J56A</u>	海上移動	電気通信業務用(国際 VHF 用) 公共業務用(国際 VHF 用、船舶自動 施別装匯用、簡易型船 舶自動識別装置用) 一般業務用(国際 VHF 用、船舶自動 施別装置用、簡易型船 舶自動識別装置用)	電気通信業務用(国際VHF用、公共業務用(国際VHF用、公共業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用)及び一般業務用 動識別装置用)及び一般業務用 (国際VHF用、船舶自動識別装置用、需易型船舶自動識別装置用、需易型船舶自動識別装置用)への割当ては、別表3-3 による。	
			(略)	(略)	(略)	(略)	

別表1-1~3-2-7 (略)

別表3-3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表

	注	送信周	船舶	港務通信及び			
チャネル番号		(MF		船舶通航		公衆通信	
		船舶局	海岸局	相互間	1周波数	2周波数	
<u>60</u>	(m), (o)	<u>156. 025</u>	<u>160. 625</u>			<u> </u>	<u></u>
<u>01</u>	(m), (o)	<u>156. 050</u>	<u>160. 650</u>		0	<u></u>	<u>O</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>66</u>	(m), (o)	<u>156. 325</u>	<u>160. 925</u>			<u></u>	<u></u>
<u>07</u>	(m), (o)	<u>156. 350</u>	<u>160. 950</u>				<u></u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>78</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 925</u>	<u>161. 525</u>		0	<u>O</u>	<u></u>

別表1-1~3-2-7 (略)

別表3-3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表

	注	送信周	船舶	港務通信及び		公衆通信			
チャネル番号		(MHz)		船舶通航					
		船舶局	海岸局	相互間	1周波数	2周波数			
<u>60</u>	(m), (o)	<u>156. 025</u>	<u>160. 625</u>			<u>O</u>	<u></u>		
<u>01</u>	(m), (o)	<u>156. 050</u>	<u>160. 650</u>			0	<u></u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
<u>66</u>	(m), (o)	<u>156. 325</u>	<u>160. 925</u>			<u>O</u>	<u></u>		
<u>07</u>	(m), (o)	<u>156. 350</u>	<u>160. 950</u>			0	<u></u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
<u>78</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 925</u>	<u>161. 525</u>			<u></u>	<u></u>		

<u>19</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 950</u>	<u>161. 550</u>		<u> </u>	<u></u>	<u></u>
<u>79</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 975</u>	<u>161. 575</u>				<u></u>
<u>20</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 000</u>	<u>161. 600</u>			0	<u></u>
<u>80</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 025</u>	<u>161. 625</u>		0	0	<u></u>
<u>21</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 050</u>	<u>161. 650</u>		<u></u>	<u>O</u>	<u></u>
<u>81</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 075</u>	<u>161. 675</u>		<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>19</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 950</u>	<u>161. 550</u>			<u></u>	0
<u>79</u>	<u>(m)</u>	<u>156. 975</u>	<u>161. 575</u>				0
<u>20</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 000</u>	<u>161. 600</u>			<u></u>	0
<u>80</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 025</u>	<u>161. 625</u>			<u></u>	<u></u>
<u>21</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 050</u>	<u>161. 650</u>			<u></u>	<u></u>
<u>81</u>	<u>(m)</u>	<u>157. 075</u>	<u>161. 675</u>			<u>O</u>	<u></u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一般的な注

(a)~(d) (略)

- (e) 25kHz チャネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R 勧告 M. 1084 の最新版に従って、 以下の条件の下で、12.5kHz チャネルインターリーブを適用することができる。
 - 1) この表の遭難及び安全の周波数の 25kHz チャネル、特に第 06、第 13、第 15、第 16、第 17 及び第70 チャネルへの影響及び ITU-R 勧告 M. 489-2 で定める技術的特性への影響がないこ
 - 2) 12.5kHz チャネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける 主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

(f) これらのチャネルは、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使 用することができる。

一般的な注

(a) ~ (d) (略)

- (e) 地域の輻輳を緊急に低減させる必要のある主管庁は、混信を生じさせないことを条件として、以 下の条件の下で、12.5kHz チャネルインターリーブを適用することができる。
 - 1) 12.5kHz チャネルへ変更する時には、ITU-R 勧告 M. 1084-2 を考慮すること。
 - 2) 無線通信規則付録第 18 号の海上移動遭難及び安全周波数の 25kHz チャネル、特に第 06、第 13、 第 15、第 16、第 17 及び第 70 チャネルへの影響及び ITU-R 勧告 M. 489 で定めるこれらのチャネル の技術的特性への影響がないこと。
- 3) 12. 5kHz チャネルインターリーブの導入及びその結果生じる国内要件は、導入主管庁と、その船 舶局又は及び業務が影響を受ける可能性がある主管庁との間の事前の取決めによること。

個別的な注

(f) 156,300MHz の周波数(第 06 チャネル) (無線通信規則第 51,79 号並びに付録第 13 号及び付録第 15 号参照)は、共同の捜索及び救助作業に従事する船舶局と航空機局間の通信にも使用できる。船舶 局は、第06チャネルによる上記の通信並びに結氷期間中における航空機局、砕氷船及び援助を受 ける船舶の間の通信に対する有害な混信を避けなくてはならない。

(g)~(k) (略)

- $(g) \sim (k)$ (略)
- 界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R 勧告 M. 1371 の最新版に従う。
- (m) これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波 数チャネルとして運用することができる。
- (n) (略)
- (o) これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新技術の ための周波数帯として使用することができる。新技術のためにこれらのチャネル又は周波数帯 を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している他の無線局に有害な混信を生 じさせ又は当該無線局からの保護を要求してはならない。このような新技術のシステムを設計 する場合には、161.975MHz 又は 162.025 MHz での AIS 信号の探知に干渉を与える可能性を排除 しなければならない。
- (p) これらのチャネルは、船舶からの AIS の送信を受信するための移動衛星業務(地球から宇宙) にも使用することができる。
- (a) これらのチャネルを使用するときには、第70チャネルに有害な混信を与えることを避けるた めのすべての予防策をとるものとする。

- (1) これらのチャネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世 ┃(1) 第 AIS1 及び第 AIS2 チャネルは、地域的基礎で他の周波数がこの目的のために指定される場合を 除き、公海で世界的に運用される自動船舶識別及び監視システムに使用する。
 - (m) これらのチャネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別な取決めによることを 条件として、単一周波数チャネルとして使用することができる。
 - (n) (略)
 - (o) これらのチャネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別取決めによることを条 件として、新技術の初期試験及び将来の導入のための周波数帯として使用することができる。新技 術の初期試験及び将来の導入のためにこれらのチャネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通 信規則第5条に従って運用する他の無線局に有害な混信を発生させ、又はそれらの無線局からの保 護を求めてはならない。
 - (p) 第 AIS1 及び第 AIS2 チャネルは、船舶から発射される AIS 信号を受信する移動衛星業務(地球か ら宇宙)に使用することができる。
 - (a) 第10及び第11チャネルを使用する際には、第70チャネルからの有害な混信を回避するための措 置を講ずるものとする。